第七十六条第四項第四号中「社外取締役」の下に「（社外役員に限る。次号において同じ。）」を加え、同項第六号ホ中「の事業」を「がその事業」に改め、同号中ホをヘとし、ニを削り、同号ハ中「当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者」を「次に掲げる者」に改め、同号ハに次のように加える。

(1)　当該株式会社の親会社等

(2)　当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員

第七十六条第四項第六号中ハをホとし、ロをニとし、同号イ中「業務執行者で」を「業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことが」に改め、同号中イをハとし、ハの前に次のように加える。

イ　過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ハ及びホ(2)において同じ。）であったことがあること。

ロ　当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

第七十六条第四項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第七十七条第三号を次のように改める。

三　監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由

第七十七条第七号中「当該株式会社、その親会社又は当該親会社（当該株式会社に親会社がない場合にあっては、当該株式会社）の子会社（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（当該親会社が会社でない場合にあってはその子会社及び関連会社に相当するものを含む。）」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該株式会社に親会社等がある場合　当該株式会社、当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。）

ロ　当該株式会社に親会社等がない場合　当該株式会社又は当該株式会社の子会社若しくは関連会社

第七十七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　候補者と当該株式会社との間で法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

第七十八条中「が取締役」の下に「（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。第一号において同じ。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三　株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、法第三百四十二条の二第四項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

第七十八条の次に次の一条を加える。

（監査等委員である取締役の解任に関する議案）

第七十八条の二　取締役が監査等委員である取締役の解任に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監査等委員である取締役の氏名

二　解任の理由

三　法第三百四十二条の二第一項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要

第八十一条第二号を次のように改める。

二　監査役（監査役会設置会社にあっては監査役会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）が議案の内容を決定した理由

第八十一条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第八十二条第一項中「が取締役」の下に「（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。以下この項及び第三項において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、法第三百六十一条第六項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

第八十二条第三項中「社外取締役（」の下に「監査等委員であるものを除き、」を加える。

第八十二条の次に次の一条を加える。

（監査等委員である取締役の報酬等に関する議案）

第八十二条の二　取締役が監査等委員である取締役の報酬等に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項の算定の基準

二　議案が既に定められている法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

三　議案が二以上の監査等委員である取締役についての定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数

四　議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役の略歴

五　法第三百六十一条第五項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要

2　前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役その他の第三者に一任するものであるときは、株主総会参考書類には、当該一定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

第八十四条の二中「第四百二十六条第六項」を「第四百二十六条第八項」に改め、同条第三号中「社外取締役等」を「非業務執行取締役等」に改める。

第二編第四章第一節第二款第五目の次に次の二目を加える。

第五目の二　全部取得条項付種類株式の取得

第八十五条の二　取締役が全部取得条項付種類株式の取得に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該全部取得条項付種類株式の取得を行う理由

二　法第百七十一条第一項各号に掲げる事項の内容

三　法第二百九十八条第一項の決定をした日における第三十三条の二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

第五目の三　株式の併合

第八十五条の三　取締役が株式の併合（法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合をいう。第九十三条第一項第五号ロにおいて同じ。）に関する議案を提出する場合には、株主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該株式の併合を行う理由

二　法第百八十条第二項各号に掲げる事項の内容

三　法第二百九十八条第一項の決定をした日における第三十三条の九第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

第八十九条第四号中「者」の下に「（新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）」を加え、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者についての第七十四条の三に規定する事項